

## I 身体拘束に関する基本的な考え方

### 1. 理念

身体拘束は、利用者の生活の自立を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援に努めます。

### 2. 方針

#### (1) 障害者総合支援法で定める基準

サービス提供にあたり、利用者等の生命または尊厳を守るため下記の基準に沿って支援します。

##### (身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」より

#### (2) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

##### 〈社会福祉法人万葉の里における身体拘束に該当する具体的な行為(例)〉

- ①自由に動けないよう車いすやベッドに縛り付ける。
- ②車いす・イスからずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすのテーブルをつける。
- ③手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ④行動を規制するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑤転倒や自傷行為による怪我を防止するために、ヘッドギアを着用させる。
- ⑥支援者が自分の体で利用者・児を押さえつけて行動を制限する。
- ⑦行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑧自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑨立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようなイスを使用する。
- ⑩利用者・児の意思を無視して無理に従わせる。

### (3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、以下の取組を行います。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ②利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います。
- ③利用者の安全を確保する観点から、言葉や対応等で利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束検討委員会において検討します。
- ④「やむを得ない」と判断している場合であっても、身体拘束が妥当であるか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努めます。

## II 身体拘束に関する体制

### (1) 身体拘束検討委員会の設置及び開催

身体拘束に関する取組等の確認、改善を検討するため、年4回身体拘束検討委員会を開催します。

### (2) 委員会の構成

委員会は、管理者を含め幅広い職種で構成する。

### (3) 委員会の検討項目

- ①事業内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止に関する職員全体への指導

## III 身体拘束に関する研修

支援に関わるすべての職員に対し、身体拘束廃止と人権を尊重した支援に努めるよう職員研修を定期的に行います。また、新任職員（派遣職員含む）採用時に研修を実施します。

## IV 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施します。

### (1) 三要件の確認

本人または他の利用者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の三要件をすべて満たしているかについて、確認します。

#### 緊急やむを得ない場合の三要件

- ①切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと
- ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上三つの要件をすべて満たすことが必要

### (2) 組織による決定

やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束検討委員会を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスク等について、慎重に検討・決定します。

### (3)個別支援計画等への記載

身体拘束を行う場合には、個別支援計画等に身体拘束の内容等を記載します。

### (4)利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の継続が必要な場合においても同様に、事前に本人・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認・説明し、同意を得た上で実施します。

### (5)記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その態様及び拘束した時間、様子や心身の状況、やむを得なかった理由等を記録します。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとし、また、当該記録をもとに拘束の必要性や方法など改善について逐次検討し、身体拘束の早期解除・廃止に向けた取組に努めます。

### (6)拘束の解除

(5)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人・家族に報告します。

## V利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者ご本人等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

### 附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。

### 附則

本指針は、令和8年1月1日より施行する。